

# MS 信頼性ガイドライン対応委員会 報告書 概要

2009年8月18日  
MS 信頼性ガイドライン対応委員会

2008年7月29日に経済産業省から「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」(以下、ガイドラインという)において提起された課題について、MS(マネジメントシステム)信頼性ガイドライン対応委員会において議論を行い、アクションプランを策定した。

なお、ガイドラインに記載の「認証組織の不祥事等への対応適正化」については、既にJAB(財団法人日本適合性認定協会)がJACB(審査登録機関協議会、現・日本マネジメントシステム認証機関協議会)の協力を得てまとめた報告が公表(2008年3月)され、これに基づいた対応を進めているため、その実施状況を見て、必要であれば追加のアクションを検討することとして当面の検討事項から外した。

## 1. 認証に係る規律の確保

### 1-1. 故意の虚偽説明への対応

- 1) 認証審査に於る故意の虚偽説明に関して認証機関が調査に入る端緒と確認すべき事項を手順としてまとめた。資料1-1「故意の虚偽説明の調査・確認手順」
- 2) 故意の虚偽説明によって認証を取り消された組織に対して、その後他の認証機関を含めて認証受付を行わない一定期間は、認証取消し事由を解消し、再発防止に取り組む期間と位置づけ、通常1年間程度と想定した。
- 3) 上記の仕組みを有効に機能させる観点から、認証を取り消された組織情報の公表と情報を一元管理する体制を立案した。

#### <アクションプラン>

アクションアイテム	実施主体	スケジュール(年/月)		
		09/10	10/4	10/10
1) 認証機関における虚偽説明に関する内規もしくは契約書の整備と適用	認証機関	→		
2) 認証機関における取消情報のウェブ公開	認証機関	→		
3) 認定機関における取消情報のデータベース管理	認定機関		→	
4) 認定機関の認定審査における本件実施状況の確認	認定機関			→

### 1-2. 重大な法令違反への対応

- 1) 法令違反があった組織や事業が認証範囲にある場合は、ISO/IEC 17021に従い、一時停止、取消し等の処置を行う。
- 2) また、認証範囲外であっても、認証機関は、「不祥事の原因と同根の要因が認証範囲に係るMSに存在していないか」に注意して、不祥事の内容を評価する。
- 3) 前項の対応のあり方について、対応指針を示す事例集表を作成した。資料1-2「不祥事対応検討方法ケーススタディ」

#### <アクションプラン>

#### ① 認証機関

認証した組織を含む企業などに不祥事発生したことを知り得た場合は、認証と直接の関係がなくても、認証機関が資料1-2の事例集表を参照してMSとの関連を十分に、慎重に、検討し、信頼に足る判断を行い、それぞれのウェブサイトでその結果を公表する。各機関は準備して2009年10月以降、該当する事案について公表を開始する。

#### ② 認定機関

- i) 認証を受けた組織を含む企業などの不祥事報道があった場合には、認定機関は該当の認証している認証機関の対応状況を、認定機関として監視していることを示す。
- ii) 認定審査の際に、不祥事発生があった認証組織に対する認証機関の対応を評価する。

### 1-3. 認証範囲適正化への対応

- 1) 信頼性確保ガイドラインの目的に沿って、適正なSCOPE(範囲)の設定方法について、共通的な基本的考え方をまとめた。
- 2) 上記に基づき、認証SCOPEの望ましくない考え方の実際例を資料1-3のとおりまとめた。

#### <アクションプラン>

アクションアイテム	実施主体	スケジュール(年/月)		
		09/10	10/4	10/10
1) 審査時にSCOPEの適切性を確認	認証機関	→		
2) 適切なSCOPEの表記の改善を組織に継続的に求めていく	認証機関	→		
3) 認定審査時で確認	認定機関			→

## 2. 審査員の質向上と均質化

審査要員の採用、育成、評価、配置の力量確保のモデルを作成した。

資料2-1「認証審査員の力量確保モデル」

#### <アクションプラン>

“MS認証機関における認証審査員の質の向上”について、各認証機関は、資料2-1に沿って速やかに自らの手順をレビューし必要な見直しを行う。

#### <今後の検討課題>

審査員評価登録制度活用”についての活動は、資料2-2「審査員評価登録制度の在り方検討のフレームワーク」に基づき、さらに1年を目途に検討を重ねる。

## 3. 認定・認証に係る情報公開

### 1) 認定審査結果の情報公開

- ① 認定審査結果として、認証機関の良い点・改善が望まれる点を纏めた公開文案を1年程度内部試行し、確認後公開する。
- ② 認定の一時停止、取り下げについては理由を明確にして公表する。

### 2) 認証機関の基本的情報の公開

- ① 公開項目を再設定した。資料3「認証機関の情報公開」
- ② 認定機関のウェブサイトに認証機関名、情報公開項目の公開状況一覧表を掲示する。公開項目には○、要請があれば公開する項目は△、等の表示をし、情報公開状況を比較可能とする。

#### <アクションプラン>

アクションアイテム	担当	スケジュール(年/月)				
		09/10	10/01	10/04	10/07	10/10
1. 認定審査結果公開	認定機関					
1) 公開案文の検討		→				
2) 公開開始					→	
2. 認証機関基本情報の公開	認証機関 認定機関	→				
1) 基本情報の公開		→				
2) 公開状況一覧表の作成		→				
3) 認定機関ウェブサイトでの公開	”		→			

<今後の検討課題>

認証された組織の情報公開については、組織代表、消費者代表等を含む関係者を広く集め、議論を継続する。

4. 有効性審査の徹底

有効性審査について、関係者が共通の理解を持つ、認証審査及び認定審査のあり方をまとめた。  
資料4「有効性審査の徹底」

<アクションプラン>

1) 認定機関

- a) 認定審査プログラムの充実
  - ・各認証機関に合わせた認定審査プログラムの決定・調整
  - ・サンプリング手順の改善を行い、認定範囲における認証機関の力量を効果的に確認する。
- b) 認定審査技法の改善
  - ・内部手順を開発・展開し、各段階の認定審査のポイントを明確にする。
- c) 認定審査員・要員の教育
  - ・「有効性審査」に関する適切な理解によって各段階の認定審査の目的に沿った審査を展開する。
- d) 認証機関との対話
  - ・事例研究の場を持ち、「有効性審査」の具体的展開を議論する。

アクションアイテム	スケジュール (年/月)			
	09/07	09/09	09/12	10/03
a) 認定審査プログラムの充実	審査への展開、プログラムの調整			
b) 内部手順の開発・展開	開発	運用、改良		
c) 審査員・要員の教育	審査員・要員の教育		審査の一層の充実	
d) 認証機関との対話	認証機関向け説明会		事例研究会の実施検討	

2) 認証機関

下記を各機関で行う。実施手段、スケジュール等は各機関の判断による；

- － 審査員及び要員：「有効性審査」に対する適切な理解を確実にする。
- － 認証顧客及び潜在的な顧客：「有効性審査」への適切な理解を促す。
- － 「有効性審査」を実現するための手法を、必要があれば開発する。

5. 認証制度の積極的広報

- 1) エンドユーザを対象としたマネジメントシステム認証制度に関するウェブ公開版説明資料「ISO マネジメントシステムの認証」を作成した。JACB のウェブページで公開し、認定機関のウェブページ及び希望する認証機関のウェブページからリンクを設定する。
- 2) 認定・認証に関する認定・認証機関、経済産業省等が作成、公開している有用なコンテンツを収集し、主としてそれらへのリンクの形で提供する。

<アクションプラン>

アクションアイテム	スケジュール (年/月)	
	2009/10	2010/04
a) ウェブ公開版説明資料「ISO マネジメントシステムの認証」	公開準備	公開 関連機関からのリンク設定及び内容の見直し改善
b) 有用コンテンツへのリンク版公開資料	公開 コンテンツ収集 リンクページ作成 (広報体制の整備と並行実施)	

<今後の検討課題>

認証制度の広報は、一時的なものではなく、継続して実施すべきものである。そのために、以下の点について検討し、対応を図る必要がある。

- 1) 認証機関及び認定機関が協力した広報体制の確立
- 2) 認定・認証に関する有用コンテンツの改善・充実
- 3) 積極的な広報活動とその窓口の設定

6. 国際整合性とアクションプラン徹底策検討

1.1 項（故意の虚偽説明への対応）及び 1.3 項（認証範囲適正化への対応）のアクションプラン実施を徹底するために追加的な方策として認定に対する参考文書として Note（仮称）を発行する。

<アクションプラン>

アクションアイテム	担当	スケジュール (年/月)				
		7月	8月	10月	12月	2月
1) 故意の虚偽説明に伴う認証取消と再度の認証に関する Note 発行	認定機関		ドラフト作成		パブコメ	発行
2) 重要な組織活動を認証範囲に含める事に関する基本的な考え方の Note 発行	認定機関		ドラフト作成		パブコメ	発行

<今後の検討課題とスケジュール>

- 1) JAB 又は JIPDEC（財団法人 日本情報処理開発協会）から認定を受けていない認証機関の実態調査  
認定・認証機関でタスクフォースを設置し、国内で活動している機関及びその発行認証件数等の調査を実施し、対応策策定の基礎資料とする。（調査実施期間：2009年8月～10月）
- 2) 国際整合化  
認定機関から発行予定の Note（仮称）の実施状況、及び他の合意事項の実施結果から、必要な事項に関しては、ISO 及び IAF（国際認定機関フォーラム）への提案を検討する。